

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成25年10月31日付.保医発1031第3号.平成25年11月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

### ◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
抗アクアポリン4抗体	1,000点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)

ア 抗アクアポリン4抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、ELISA法により視神経脊髄炎の診断(治療効果判定を除く。)を目的として測定した場合に算定できる。

項目名	保険点数	区分
抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)

ア 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、RIA法により重症筋無力症の診断(治療効果判定を除く。)を目的として測定した場合に算定できる。

ウ 本検査は、区分番号「D014」自己抗体検査の「25」抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

裏面に続きます



## ◎保険注釈が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体)	900点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)

新	旧
<p>ア 抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。</p> <p>イ <u>本検査は、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	<p>ア 抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。</p>

下線部が追加されました。